

# 電気用品安全法

## JQA が提供するサービス

### 特定電気用品の適合性検査業務

#### 登録検査機関として、電気用品安全法第9条に基づく適合証明書を発行

登録検査機関として特定電気用品に対して適合性検査を行い、適合証明書を発行いたします。製造・輸入事業者は、この適合証明書に基づいてPSEマークを製品に付することができます。適合性検査においては、技術基準の適合性の確認のため、下記を行います。

- 型式区分の代表製品で適合性確認試験
- 施行規則に定められた製造工場の検査設備の検査

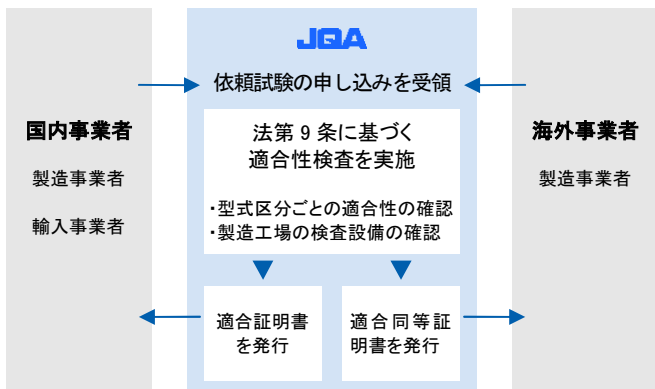
適合性確認試験と製造工場の検査設備の検査は、製造工場ごとの単位で実施します。

[JQA が実施している適合性検査の区分]

- 小型単相変圧器および放電灯用安定器
- 交流用電気機械器具(電気用品安全法施行規則 第19条第2号から第8号までに掲げるものを除く。)
- 電子応用機械器具
- 電熱器具
- 電動力応用機械器具

(2015年9月24日現在)

※ロット単位の検査をご希望の場合は、別途ご相談ください。



国内事業者による特定電気用品の適合性検査のお申し込みは、経済産業省または各経済産業局への届出がなされた事業者のみ可能です。

#### 海外の製造事業者に対して適合同等証明書を発行

特定電気用品を製造する海外事業者には、適合性検査と同等な検査を実施し、適合した旨の書面として適合同等証明書を発行いたします(法施行規則 13 条)。届出輸入事業者が特定の電気用品を輸入・販売する場合には適合同等証明書の副本が必要となりますが、この副本を適合同等証明書を取得した海外製造事業者に対して発行いたします。

#### 当機構の海外委託機関を利用することで現地でのフレキシブルな対応が可能

製造工場が海外にある場合、当機構が提携している海外委託機関を利用し、現地にて試験の実施や工場での検査を現地語で行うことにより、適合性検査の期間を短縮することができます。

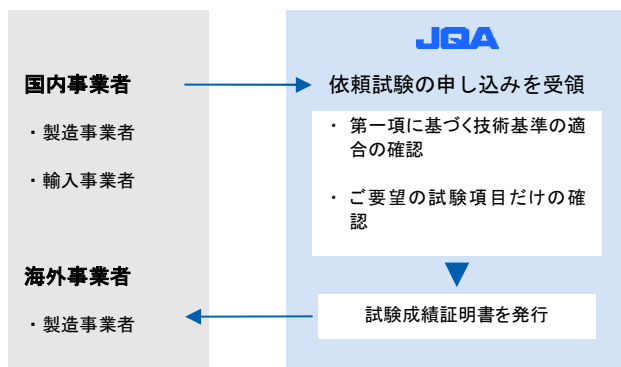
### 電気用品の技術基準適合に関する試験サービス

#### 法第8条第1項に基づく技術基準適合の確認

電気用品の製造または輸入を行う事業者は、法第8条第1項に基づく技術基準適合の確認を行う義務があります。この事業者による確認試験を、JQA は事業者の依頼に基づいて実施し、試験報告書を提供します。

この確認試験は、適用される技術基準のうち、ご要望の試験項目だけを行うこともできます。

注: 試験の結果は、法第9条の適合性検査には活用できません。



## 電気用品安全法(PSE マーク)とは



電気用品安全法は、電気用品の製造・輸入・販売を事業として行う場合の手続きや罰則を定めた法律です。

1961年に制定された電気用品取締法が抜本的に改正されて2001年4月1日より電気用品安全法として施行されました。電気用品安全法では、次の電気用品安全法関係法令により、事業者が求められる手続き等が規定されています。

- 電気用品安全法施行令
- 電気用品安全法施行規則
- 電気用品の技術上の基準を定める省令

電気用品の品目としては、政令(施行令)で457品目が指定されています。(2015年9月現在)

電気用品の製造または輸入を行う事業者は、法に定められた手続き等の義務を履行し、電気用品にPSEマークを表示しなければなりません。電気用品は特定電気用品と特定以外の電気用品があり、それぞれに品目が指定され、手続きや表示マークが異なります。

PSE マーク	
特定電気用品のマーク (116品目)	
特定電気用品以外の電気用品マーク (341品目)	

## 電気用品の製造または輸入を行う事業者のフローと業務

### 電気用品の製造または輸入を行う事業者の義務

- 経済産業省への届出  
(法第3条 事業の届出)
- 技術基準の適合義務  
(法第8条第1項 技術基準適合義務)
- 出荷前の最終検査記録の作成と保存  
(法第8条第2項 自主検査)
- 表示義務  
(法第10条第1項 表示)
- 特定電気用品の適合性検査  
(法第9条 適合性検査)

特定電気用品を製造または輸入する事業者は、国の登録検査機関において当該電気用品の型式区分ごとに適合性検査を受け、その適合証明書を保存する義務があります。

なお、輸入事業者は、海外製造事業者から適合同等証明書の副本を入手して保存している場合には、適合性検査を省略できます。

### 製造事業者または輸入事業者のフロー

